

## 飯田市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金の申請について

### 1 概要

原油価格等物価が高騰していることから、その影響を緩和するため、社会福祉施設等を対象に飯田市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を支給します。

### 2 支給対象者

- ・下表の施設種別を運営する施設・事業所（以下、施設種別）の設置者で、申請日時点で休止中の施設等は対象外です。
- ・本社や本部等の所在地が飯田市外でも、飯田市内に所在する施設等は対象となります。
- ・申請は1つの施設等につき1回限りとします。法人の場合は、できる限り法人内でまとめて申請をお願いします。

別表第1

事業区分		施設種別
高齢者福祉施設	入所系1の1	短期入所生活介護（併設型に限る。）
	入所系1の2	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護
	入所系2の1	養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く。）
	入所系2の2	養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護に限る。）
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなしを除く。）
	訪問系1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなしを除く。）、夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	訪問系2の1	居宅介護支援及び介護予防支援事業所
	訪問系2の2	福祉用具貸与及び福祉用具販売
障害福祉施設	入所系	施設入所支援、共同生活援助及び医療型障害児入所施設
	通所系1の1	生活介護、療養介護及び短期入所（併設型又は単独型に限る。）

障害福祉施設	通所系 1 の 2	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス
	通所系 2	地域活動支援センター
	訪問系 1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援
	訪問系 2	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援
	訪問系 3	移動支援事業、日中一時支援及び訪問入浴サービス事業
児童福祉施設	入所系	児童養護施設及び乳児院
	通所系	保育園等
福祉有償運送	福祉有償運送	福祉有償運送

別表第2（7月から12月分）

事業区分		基準単価	加算額
高齢者福祉施設	入所系1の1及び 入所系2の1	なし	利用定員に7,000円を乗じて得た額
	入所系1の2及び 入所系2の2	120,000円	利用定員に7,000円を乗じて得た額
	通所系	60,000円	利用定員に2,000円を乗じて得た額に20,000円を加えた額
	訪問系	20,000円	20,000円
障害福祉施設	入所系	120,000円	利用定員に7,000円を乗じて得た額
	通所系1の1	60,000円	利用定員に2,000円を乗じて得た額に20,000円を加えた額
	通所系1の2及び 通所系2	60,000円	20,000円
	訪問系	20,000円	20,000円
児童福祉施設	入所系	120,000円	利用定員に7,000円を乗じて得た額
	通所系	60,000円	利用定員に2,000円を乗じて得た額に20,000円を加えた額
福祉有償運送	福祉有償運送	20,000円	20,000円

別表第2（1月から3月分）

事業区分		基準単価	加算額
高齢者福祉施設	入所系1の1及び 入所系2の1	なし	利用定員に3,500円を乗じて得た額
	入所系1の2及び 入所系2の2	60,000円	利用定員に3,500円を乗じて得た額
	通所系	30,000円	利用定員に1,000円を乗じて得た額に10,000円を加えた額
	訪問系	10,000円	10,000円
障害福祉施設	入所系	60,000円	利用定員に3,500円を乗じて得た額
	通所系1の1	30,000円	利用定員に1,000円を乗じて得た額に10,000円を加えた額
	通所系1の2及び 通所系2	30,000円	10,000円
	訪問系	10,000円	10,000円
児童福祉施設	入所系	60,000円	利用定員に3,500円を乗じて得た額
	通所系	30,000円	利用定員に1,000円を乗じて得た額に10,000円を加えた額
福祉有償運送	福祉有償運送	10,000円	10,000円

【支給金額算定にあたっての留意事項】

(1) 事業区分及び施設等区分

- ・ 1法人で複数の施設等を運営している場合は、それぞれで支給を受けられます。
- ・ 高齢者福祉施設や障がい福祉施設で、一つの施設等で複数の指定を受けている場合は、原則として施設種別ごとに支給金額を計上できます。例外もあります。(県基準による)

(2) 基準単価について

- ・高齢者福祉施設(入所系)のうち、併設型短期入所生活介護は基準単価を支給しません。  
(本体施設で算定します)
- ・高齢者福祉施設訪問系1、2の2及び障害福祉施設(訪問系)は、同一区分かつ事業所の所在地が同一の場合、基準単価の額は2万円が上限となります。(1月から3月分は上限1万円)

### (3) 利用定員について

- ・利用定員は令和7年7月1日現在、令和8年1月1日現在とします。
- ・高齢者福祉施設（入所系）の短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員とします。

## 4 申請方法等

### (1) 申請受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで

### (2) 申請方法

必要書類を添付し、長寿支援課へご提出ください。

### (3) 提出書類（飯田市ウェブサイトに掲載しています。）

- ・申請書兼請求書
- ・事業所別補助金額一覧表（7月～12月分）
- ・事業所別補助金額一覧表（1月～3月分）
- ・振込先口座の通帳の写し（「金融機関」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が鮮明に読み取れるもの。）

## 5 申請後の事務処理について

- ・申請から支払いまでは約1か月を予定しています。ただし、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要し、支払いまで1か月以上かかる場合があります。
- ・申請書類を受領後、審査の結果、補助金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
- ・支給決定の旨を記載した通知を郵送でお送りします。その後に支払いとなります。
- ・申請要件を満たさない等の理由により、補助金の全部又は一部不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

## 6 その他の事項

- ・支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間は保管してください。
- ・申請により得られた情報は、補助金支給業務以外に使用することはありません。
- ・申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、市が定める期限までに修正の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・国や市町村など他団体からの同趣旨の補助金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本補助金を受給することが可能です。ただし、本補助金を受給した後に他の同趣旨の補助金を受給できるか否かは、他の補助金の支給要件をご確認ください。